

薬生食輸発0721第1号
令和4年7月21日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産ナチュラルチーズのリステリア・モノサイトゲネス)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和4年7月19日付け薬生食輸発0719第1号)により通知したところである。

今般、LUIGI GUFFANTI 1876 S.R.L.の衛生管理について、イタリア政府から報告があり、リステリア・モノサイトゲネスに係る管理体制について確認できたことから、当該施設において製造されたソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズについては検査命令を解除することとし、同通知の別添1を下記の通り改正し、別添2の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のイタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。

を削除する。